

おしらせHOTコーナー

特定健診が始まりました

早めの受診、早めの健康管理が重要です!!

国民健康保険に加入している40歳以上の方に、3月下旬に特定健診の受診券を発送しました。受診期間の後半は混み合いますので、お早めの受診をお勧めします。

受診期間 4月1日～11月30日

負担金 500円 ※本年度40歳になる方、平成27年度住民税非課税世帯の方は無料

平成28年度から、健診時間・場所・申込方法(予約制)などが変更となる医療機関がありますので、ご注意ください。詳しくは、発送したリーフレットをご確認ください。



問 国保年金課 ☎ 825

ふれあい福祉コーナー

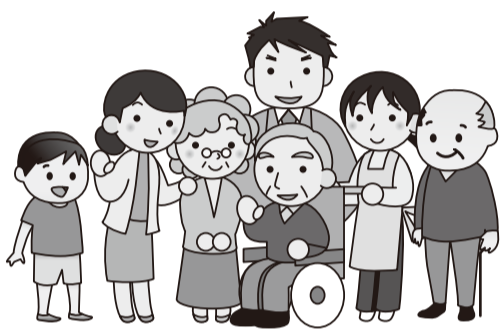
障がい者差別解消法が始まります

障がい者差別解消法とは
障がい者差別解消法は、行政機関やお店・会社などの民間事業者での「障がいを理由とする差別」をなくすための法律です。

障がい者差別解消法が始まると
▼行政機関や民間事業者において、障がいを理由とした不当な差別的取り扱いが禁止されます。
障がいを理由とした不当な差別とは、障がいのある方に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、サービスや各種機会の提供を拒否すること、場所・時間などを制限する

こと、障がいのない方にはつけない条件をつけることなどにより、障がいのある方の権利・利益を侵害することです。

▼障がいのある方などから「社会的障壁※」を取り除く配慮を求める依頼があったときは、行政機関では、何らかの配慮を行わなければならない(義務)。
民間事業者では、何らかの配慮を行うように努めなければなりません(努力義務)。ただし、その配慮を行う際、人的負担や予算負担、事業への影響が大きい場合は除きます。
※障がいのある方にとって、日常生活や社会生活を送るうえで障壁(バ



リア)となるような社会における物(通行、利用しにくい施設、設備など)、制度慣行(障がいのある方の存在を意識していない慣習、文化など)、障がいのある方への偏見などをいいます。
詳しくは、市ホームページをご覧ください。
問 障がい福祉課 ☎ 428

マイナンバーコールセンターの開設時間を変更されました

4月1日より、マイナンバーコールセンターの開設時間が下記のとおり変更されました。

【マイナンバー総合フリーダイヤル】 ☎ 0120-95-0178

平日 午前9時30分～午後8時
土・日曜日、祝日 午前9時30分～午後5時30分

※マイナンバーカードの紛失・盗難によるカードの一時停止については、引き続き24時間365日対応します。

問 企画経営課 ☎ 310

法律相談コラム

法律相談などで多い事例とそのアドバイスをします。

「遺言～遺言書を作成していなかったために親族で争ったケース～」

事例

Aさんは、妻と長男の家族3人で生活している。Aさんは再婚で、先妻との間に長女がいるが、妻と長男は、長女のことを知らない。Aさんは、Aさん名義の財産として、築30年の家を所有している。
Aさんが亡くなり妻が戸籍を調べたところ、長女(相続人の一人)の存在に気づいた。妻と長男は、自宅の取得を希望しているが、長女は、自宅に興味がなく売却を希望している。自宅の処分について両者が対立した。

問題点と解決策

このような相続のケースでは、長女の同意がない限り妻たちが自宅を勝手に相続(取得)することはできません。ここが大きな問題点です。
遺言の存在しない相続の場合、相続人全員で協議し、遺産の帰属を決定していくことになります(遺産分割協議)。したがって、各相続人の同意が得られない限り、原則として遺産分割協議は終了しません。
上記の事例において、自宅の処分に関する妻・長男と長女の対立は、長引くことが予想され、遺産分割協議が10年続くこともあります。
上記の問題点に対する解決策としては、Aさんが予め遺言を作成しておくことです。Aさんが、「自宅は妻(もしくは長男)に相続させる」との遺言を作成していた場合、妻(や長男)は、自宅を確保できる可能性が高くなります。ただし、長女には遺留分(法律が認めた相続財産に対する一定割合の取り分)があるため、妻たちはある程度の金銭を支払う必要がでてきますが、遺言を作成している場合とそうでない場合とでは、支払う金額に差がでます。
遺言は、単なるメッセージである「遺書」とは違い、法律文書です。遺言の作成をお考えの方は、弁護士による無料法律相談などをご利用ください。

問 埼玉弁護士会越谷支部 ☎ 962-1188 黒澤(弁護士)

行ってみたいな なりまち



近隣4市1町のイベント情報をお知らせします。
ぜひ、お出かけください。

越谷市

不動橋こいのぼりフェスティバル
4月29日(祝) (雨天時は5月3日)
午前9時40分～午後2時
場 不動橋・相模町スポーツ広場(元荒川不動橋付近) ※イベント会場に駐車場はありませんので、車での来場はご遠慮ください。
内 子ども向けアトラクション、模擬店など

松伏町

東京ウィヴァルディ合奏団特別演奏会「エローラの四季」Vol.13
5月22日(日) 午後2時～(午後1時30分開場)
場 田園ホール・エローラ
内 ヴィヴァルディ「四季」全曲
出演 東京ウィヴァルディ合奏団など

三郷市

春の花いっぱい運動
4月29日(祝) 午前10時～正午(なくなり次第終了)
場 三郷市早稲田公園
内 草花や苗木の無料配布、緑の募金活動(花の種のプレゼントあり)
問 みどり公園課 ☎ 930-7745

吉川市

シネマライブラリー
5月8日(日) 午後2時～4時
場 市民交流センターおあしす多目的ホール
内 「LIFE」
定 100人
問 市立図書館 ☎ 984-1888

草加市

第17回春の子どもフェスタ
4月29日(祝) 午前9時～午後4時
(雨天時は5月1日(日))
場 後瀬川左岸広場
内 さまざまな遊びのコーナー、模擬店など
問 子ども育成課 ☎ 928-6421

BOOKS 図書館 だより

新しく入った両館所蔵の図書の一部を紹介いたします。

- 「情け深くあれ」 岩井 三四二 著
- 「近いはずの人」 小野寺 史宜 著
- 「ガンルージユ」 月村 了衛 著
- 「フランダーズの帽子」 長野 まゆみ 著
- 「息子に贈ることは」 辻 仁成 著
- 「ラヴレターズ」 文藝春秋 編
- 「てんきのいい日はつくしとり」 石川 えりこ さく・え
- 「かあちゃんえほんよんで」 かさい まり 文
- 「幼い子は微笑む」 長田 弘 詩
- 「とんでもない」 鈴木 のりたけ 作・絵
- 「ダンゴムシのコロリンコくん」 カズコ・G. ストーン 文・絵

八幡 ☎ 995-6215
八條 ☎ 994-5500